

木津川市立小中学校電子黒板整備事業

仕様書

令和5年7月

木津川市

1. 業務名

木津川市立小中学校電子黒板整備事業

2. 目的

市立小中学校を対象に、児童生徒へのICT教育をより一層推進するために、電子黒板を導入する。

3. 基本事項

3. 1 調達品目

項番	項目
1	電子黒板
2	書画カメラ（実物投影機）
3	電子黒板スタンド

3. 2 項番別詳細内容

各品目の詳細内容は必ず満たすものとする。

▼項番1 電子黒板

- (1) 国内メーカーの製品であること。
- (2) サイズは65型であること。
- (3) 保護ガラスは電子黒板の用途に耐えうる強度のパネルであり、映り込み軽減処理がなされていること。
- (4) タッチパネル方式であること。パネルは指による直接の書き込みや操作が行え、20点タッチ以上であること。
- (5) 対応OSはWindows、ChromeOS、iOS、MacOS、Androidに対応していること。
Windowsについては、ワイヤレスによるタッチバック機能を有すること。
- (6) 入力端子はHDMI4系統であること。
- (7) 出力端子はHDMI1系統であること。
- (8) Wi-FiはIEEE802.11ax/ac/a/b/g/nであること。
- (9) BluetoothはBluetooth5.0以上であること。
- (10) 内蔵スピーカーの出力は10W+10W以上であること。
- (11) 電子黒板を起動してすぐに書き込めるホワイトボード機能が搭載されていること。ホワイトボードは指とタッチペン両方による操作が可能なこと。
- (12) タブレット端末やノートパソコンの画面を、ワイヤレスで電子黒板上に投影できること。一度に投影できる画面は6画面以上であること。
- (13) 電子黒板上に静止画や動画を表示し比較できる比較機能を有すること。また、

比較した状態で各々のサイズ変更や配置変更が可能であること。

- (14) ソフトウェア利用中の状態を保存できる保存機能を有すること。また、任意のタイミングでファイルを読み込むことで、保存した状態を復元しデータを呼び出すことが可能なこと。
- (15) パソコンのデスクトップ画面の録画機能を有すること。
- (16) 電子黒板上に表示できるタイマー機能を有すること。

▼項番2 書画カメラ（実物投影機） ※電子黒板と一体型でも可

- (1) 国内メーカーの製品であること。
- (2) 画素数は1, 300万画素以上であること。
- (3) A3サイズの対象物の撮影が可能なこと。
- (4) 導入する電子黒板と連携可能な機種であること。

▼項番3 電子黒板スタンド

- (1) 国内メーカーの製品であること。
- (2) 65型の電子黒板を搭載可能な大きさであること。
- (3) 任意の高さに調整できる機能がついた昇降可能な製品であること。
- (4) 車輪を固定できるキャスターがついていること。
- (5) パソコンや書画カメラを乗せることが可能な幅の棚板が設置されていること。

3. 3 成果物

次の物を、印刷物及び電子記録媒体にて各1部提出すること。

- (1) 導入品等一覧 ※契約時
- (2) サポート体制図 ※契約時
- (3) 運用・操作マニュアル ※電子黒板導入時
- (4) 実績報告書 ※導入完了後

3. 4 その他留意事項

- (1) 法令等の遵守
木津川市セキュリティポリシー及び関連法令等を遵守すること。
- (2) 秘密の保持
本業務の履行上知り得た情報を、本市の許可なく他に公表してはならない。本業務終了後も同様とする。
- (3) 契約不適合
業務完了後において、成果物に契約不適合が発見された場合は、本市の指示に従い、必要な処置を受注者の負担において行うものとする。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、協議して定めることとする。

3. 5 対象校等

木津川市立小学校 13校

木津川市立中学校 5校

学校名	所在地	整備台数 (台)
木津小学校	木津川市木津町内垣外95番地	1
相楽小学校	木津川市相楽清水1番地	1
高の原小学校	木津川市兜台4丁目4番地1	1
相楽台小学校	木津川市相楽台5丁目17番地1	1
木津川台小学校	木津川市木津川台2丁目4番地	1
梅美台小学校	木津川市梅美台四丁目26番地	1
州見台小学校	木津川市州見台一丁目32番地	1
城山台小学校	木津川市城山台六丁目1番地1	2
加茂小学校	木津川市加茂町里西上田11番地1	1
恭仁小学校	木津川市加茂町例幣中切31、32番地	1
南加茂台小学校	木津川市南加茂台12丁目11番地	1
上狛小学校	木津川市山城町上狛学校1番地	1
棚倉小学校	木津川市山城町綺田局塚14番地	1
木津中学校	木津川市相楽高下4番地8	1
木津第二中学校	木津川市兜台6丁目1番地	1
木津南中学校	木津川市州見台四丁目26番地	1
泉川中学校	木津川市加茂町大野烏田75番地	1
山城中学校	木津川市山城町椿井柳田33番地	1

4. 運用条件

4. 1 保守対応

- (1) 電子黒板を含めた導入物品の保守管理を行うこと。
- (2) 障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。
- (3) 障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、授業への影響が最小限となるよう対応すること。
- (4) 障害発生時の代替機器の手配があること。
- (5) 電子黒板、書画カメラともに、3年間の保証期間を有すること。

4. 2 導入時の操作研修

- (1) 導入時に対象校の教職員に対し、操作方法等の研修を実施すること。